

業務は、委託契約書の実施箇所(以下「実施箇所」という。)の除草等を行うものとする。
業務の種類、実施時期等は以下のとおり。

1. 樹木剪定

・剪定下木

4月～6月

計 1 回

※ 剪定下木(ツツジ)については6月2週目までとし、花期終了後花芽がつく前までに剪定をおこなわせることとする。

・剪定上木A

5月 ～ 6月

計 1 回

・剪定上木B

8月 ～ 9月

計 1 回

・剪定上木C

10月 ～ 12月

計 1 回

※ 指定月内に実施箇所の剪定を実施すること。

実施日については、委託者と協議の上、決定する。

また、予定月によりがたい場合においても、委託者と協議の上、決定する。

※ 剪定に当たっては、管理業務委託共通仕様書を遵守すること。

※ 種別ごとの剪定の具体的な内容は、別紙2のとおりとする。

※ 台風等その他やむを得ない事由により剪定の対象となる樹木の面積又は本数が減少した場合は、受託者は、減少した面積又は本数と同等の面積又は本数の剪定を行うものとする。

その場合、剪定をする樹木については、委託者が指定する。

※ 剪定下木Cのゆめ広場サルスベリ通りは、下関海響マラソン(11月第1日曜日)前までに剪定を行うこと。また、剪定期間については、発注者と事前に協議すること。

※ 業務実施前に本数及び幹周について別紙2記載内容と現場確認を行い、照合した内容を速やかに報告書(様式任意)として提出すること。

路線名	位置	樹種名	全体の状況(参考)				剪定下木 (m ²)	剪定上木A			剪定上木B		剪定上木C				
			上木1	上木2	上木7	下木面積(m ²)		上木1	上木2	上木7	上木1	上木2	上木1	上木2	上木7		
ワシントンヤシ通り	ブルーパール	ワシントンヤシ			93					93							93
ゆめ広場 サルスベリ通り	ゆめ広場西側	サルスベリ	14	3											14	3	
ゆめ広場 サクラ通り	ゆめ広場東側	ソメイヨシノ		3													
細江新町 ケッケイジュ通り	市立中央図書館～ 県国際総合センター	ケッケイジュ	13	2													
細江 アメリカデゴ通り	下関署～ 細江駐車場	アメリカデゴ ボックスウッド		21		57	57		21								
細江海岸通り	国道9号線～ 細江市営団地	アメリカフウ ヒラドツツジ アベリア	6	13		3	3				6	13					
市役所周辺 通り	市役所周辺	トウカエデ ベニバナハナミズキ	1	12											1	12	
田中～ 高尾線	田中川～ 高尾交差点	アメリカフウ		74								37					
計			35	128	93	73	73		21	93	6	50	16	15			93

※1 下木面積の欄以外の数値は、樹木の本数を示している。なお、剪定の数値は業務量の目安とする。
 ※2 上木1とは幹周りが60cm未満のものであり、上木2とは幹周りが60cm以上のものであり、上木7とは特殊樹である。

